

日本NP協議会規約
Japanese Nurse Practitioner Association (JNPA)

(名称)

第1条 この協議会は、日本NP協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、わが国における質の高い診療看護師（以下「NP」という。）養成を目指し、NPの医療制度上の役割、身分等を検討し、制度化に向けた必要な事項を決定し、NPに対する社会の理解の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) NP教育の標準化に向けた活動
- (2) NPの制度化に向けた活動
- (3) NPの社会的評価に関する活動
- (4) NPに関する広報活動
- (5) その他、協議会の目的に必要な活動

(会員)

第4条 協議会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(正会員)

第5条 正会員は、協議会の目的に賛同する個人又は団体で、会員会の承認を得たものとする。

2 正会員は、会員会に出席し、議決権を行使することができる。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、協議会の目的に賛同する個人又は団体で、会員会の承認を得たものとする。

(会員会)

第7条 会員会は、正会員をもって構成する。

(会員会の議決事項)

第8条 会員会は次の事項を決議する

- (1) 会員の承認
- (2) 規約の改正
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 本年度の事業計画及び予算
- (5) 決算報告

(会員会の招集等)

第9条 会長は、必要に応じ会員会を招集するものとする。

2 会員会の議長は、会長をもって充てる。

3 会員会は、正会員の過半数が出席又は委任状を提出しなければ、会議を開き議決することができない。

4 会員会の議事は、出席した正会員（会長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長が必要と認める場合には、会員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(役員)

第10条 協議会に役員として会長1名、副会長2名（1名は会長と異なる医療職種とする）及び監事若干名を置く。

2 会長、副会長及び監事は、正会員の互選により選出する。

3 役員任期は2年とし、再任をさまたげない。

(役員職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 監事は、会務及び会計を監査する。

(顧問)

第12条 協議会は必要に応じ顧問をおくこととする

(会員会等)

第14条 協議会に、特定の課題に関し調査分析、企画・立案等を行うための委員会及びワーキンググループ並びに研究会を置く。

2 委員会及びワーキンググループ並びに研究会に関し必要な事項は、会員会の議を経て会長が別に定める。

(会費等)

第15条 正会員のうちNP教育を実施する大学は、会費として年額50,000円を納入する。

2 協議会の目的を達成するための活動に必要な経費は、その都度会員会の議を経て会長が別に定める。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は、原則として会長が所属する団体に置く。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会員会の議を経て会長が別に定める。

附則

この規約は、平成21年10月1日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。